

# 信用保証制度のご案内

平成29年度版



© 光プロダクション

支える味方、保証の力



滋賀県信用保証協会



# 目次

## 信用保証制度のご案内

■大口無担保保証（ロングラン）	P 3
1.通常の事業資金をお求めの方に	P 4
一般保証、手形割引保証、プロパー協調融資保証（アシストライン）	
2.短期の借入をお求めの方に	P 4
短期事業資金保証（通常枠）・（手形・電子記録債権割引枠）（県）	
3.反復継続的な資金をお求めの方に	P 4
当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証	
小規模事業者カードローン当座貸越根保証（カードSmile）、商業手形等割引根保証	
4.小規模企業の方に	P 5
小規模特別保証、経営支援資金保証（小規模企業者枠）（県）	
経営支援資金保証（小規模企業者つなぎ枠）（県）	
融資後の保証債務残高が1,250万円以下の方	
経営支援資金保証（小規模企業者特別枠）（県）	
小口零細企業保証（全国小口保証）、全国小口セーフティネット保証、全国小口エコ・サポート保証、特別小口保証	
市町小規模企業者小口簡易資金保証(市町)、市町小規模企業者小口簡易資金セーフティネット保証(市町)	
5.景気低迷や経済変動、取引先の倒産等により経営に支障が生じた方に	P 7
経営安定関連保証（セーフティネット保証）、借換保証、条件変更改善型借換保証	
セーフティネット資金保証（新規枠）・（借換枠）（県）	
緊急経済対策資金保証（新規枠）・（借換枠）（県）	
6.新規に開業される方や開業して間もない方に	P 9
開業資金保証（創業枠）・（創業サポート枠）・（女性創業枠）（県）	
創業等関連保証、創業関連保証、長浜市創業支援資金保証（市）	
7.経営の合理化・体質改善を図りたい方に	P 10
経営支援資金保証（一般枠）（県）	
8.経営力の強化、経営力向上を図りたい方に	P 10
経営力強化保証、政策推進資金保証（経営力強化枠）（県）	
経営力向上関連保証	
9.環境保全施設等の設置、ISO認証取得等、環境経営をお考えの方に	P 11
環境経営支援（エコ・サポート）保証	
政策推進資金保証（省エネ・再生可能エネルギー枠）（県）	
10.空き家・空き店舗で事業を行う方、成長産業分野の事業の拡大を図りたい方に	P 12
政策推進資金保証（空き家・空き店舗再生枠）（県）	
政策推進資金保証（成長産業育成枠）（県）	
11.激甚災害等、BCP（緊急時企業存続計画）に関する資金が必要な方に	P 13
東日本大震災復興緊急保証、災害関係保証、BCP推進（BCPアシスト）保証	
12.一時的かつ緊急的な資金需要の予約を図っておきたい方に	P 13
予約保証	

<b>13.大口・長期資金で経営の安定を図りたい方に</b> .....	P14
大口無担保保証（ロングラン）、長期経営資金（やくしん）保証	
<b>14.省エネルギー施設の設置等、省エネルギー事業をお考えの方に</b> .....	P14
エネルギー対策保証	
<b>15.海外事業の展開や輸出入関連の資金が必要な方に</b> .....	P15
海外投資関係保証、特定信用状関連保証	
<b>16.ベンチャー企業の方、経営革新や事業の多角化をお考えの方に</b> .....	P15
新事業開拓保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証	
特定新技術事業活動関連保証、政策推進資金保証（新事業促進枠）（県）	
<b>17.資本市場から直接資金調達をお考えの方に</b> .....	P17
特定社債保証	
<b>18.流動資産を活用したい方に</b> .....	P18
流動資産担保融資保証（ABL保証）	
<b>19.事業の再生、再起業の資金が必要な方に</b> .....	P19
事業再生保証、事業再生円滑化関連保証、中小企業承継事業再生関連保証	
政策推進資金保証（再生支援枠）（県）	
事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）、再挑戦支援保証	
<b>20.保証人の要らない制度をお探しの方に</b> .....	P21
経営者保証ガイドライン対応保証	
<b>21.納入企業の信用を活用した資金繰りを図りたい方に</b> .....	P22
一括支払契約保証	
<b>22.農林漁業者との連携活動に関する資金が必要な方に</b> .....	P22
農商工等連携事業関連保証、農商工等連携支援関連保証	
<b>23.経営承継に関する資金が必要な方に</b> .....	P22
経営承継関連保証	
<b>24.地域産業、商店街の活性化を図るための資金が必要な方に</b> .....	P23
地域産業集積関連保証、地域産業資源活用事業関連保証	
商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証	
<b>25.取引先の開拓を図りたい下請中小企業者の方に</b> .....	P24
特定下請連携事業関連保証	
<b>■「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく信用保証料率割引制度の終了について</b> ..	P24
<b>■信用保証料について</b> .....	P25
<b>■信用保証協会団体信用生命保険制度（保証協会団信）のご案内</b> .....	P26
<b>■信用保証料率表（平成29年4月1日現在）</b> .....	P27
<b>■プロパー協調融資保証（アシストライン）</b> .....	P29
<b>■小規模特別保証</b> .....	P30

# 大口無担保保証制度 **ロングラン**




金融機関が推薦する一定の財務要件を満たす中小企業者へ大口無担保の信用保証を提供することにより、中小企業金融の円滑化及び事業の発展に資することを目的に創設しました。

©光プロダクション

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当協会の保証対象要件に該当する中小企業者(法人)であること。</li> <li>●引き続き2年以上事業を営み、決算書を2期(1期12か月)提出できること。</li> <li>●公租公課について完納していること。</li> <li>●下表の基準1、基準2あるいは基準3においてそれぞれ(1)(2)のうち1項目及び(3)(4)のうち1項目該当すること。</li> <li>●実態バランスシートにおいて債務超過でないもの。</li> </ul>																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準1</th> <th>基準2</th> <th>基準3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>純資産</td> <td>5,000万円以上 3億円未満</td> <td>3億円以上 5億円未満</td> <td>5億円以上</td> </tr> <tr> <td>(1)自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>(2)純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> <tr> <td>(3)使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>(4)インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> </tr> </tbody> </table>										項目	基準1	基準2	基準3	純資産	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	(1)自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	(2)純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	(3)使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	(4)インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
	項目	基準1	基準2	基準3																														
	純資産	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上																														
	(1)自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																														
	(2)純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																														
	(3)使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																														
(4)インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																															
保証限度額	2億円(申込金額は30百万円以上、百万円単位とする。) ただし、一般無担保保証80百万円と一般普通保証200百万円の合計280百万円以内																																	
資金用途	事業資金(実需資金に限る。不動産取得資金は除く。)																																	
保証期間	10年以内																																	
貸付形式	証書貸付または手形貸付																																	
返済方法	均等分割返済または期日一括返済																																	
貸付利率	金融機関所定利率																																	
担保	不要																																	
連帯保証人	原則として、法人の代表者以外は徴求しない																																	
信用保証料率	<div style="text-align: right;">(単位:%)</div> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.52</td> <td>1.40</td> <td>1.24</td> <td>1.08</td> <td>0.92</td> <td>0.80</td> <td>0.64</td> <td>0.48</td> <td>0.36</td> </tr> </tbody> </table> <p>※会計処理に関する割引0.1%は利用可能です。 会計処理に関する割引制度は、①「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく割引及び②「会計参与設置会社」に対する割引があり、①については、平成29年6月30日の保証申込受付分をもって取扱を終了します。</p>										カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36				
カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9																									
保証料率	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36																									
取扱金融機関	基本約定書締結金融機関																																	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大口無担保保証資格要件確認票兼支店長推薦書</li> <li>●納税証明書その3の3</li> </ul>																																	
その他	貸付実行後、金融機関において業況把握を行った上で、保証先企業から決算期ごとに決算書を提出していただきます。																																	
取扱期間	平成29年3月1日(水)から平成30年3月30日(金)(保証申込受付分まで)																																	

保証料率を  
一般保証より**20%**  
引き下げ!

詳細は、当協会へお問い合わせください。

支える味方、保証の力  

**滋賀県信用保証協会**  
 〒520-0806 大津市打出浜2-1「コラボしが21」7・8階



●お問い合わせ  
 保証部保証第1課・第2課  
**TEL (077) 511-1321 / 1322**  
 FAX (077) 524-7030 <http://www.cgc-shiga.or.jp>

## 1. 通常の事業資金をお求めの方に

基本となる一般的な保証制度です。融資利率は各金融機関所定です。

保証の名称	保証限度額	保証料率	保証期間	担保・保証人
一般保証 (手形割引保証)	2億8,000万円 組合 4億8,000万円	0.45～ 1.90%	原則 運転 7年以内 設備 15年以内	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人代表者以外は 不要

\* 信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表 (P27～28)」をご覧ください。

事業の安定と発展をバックアップするため、金融機関と当協会が連携・協調して支援する保証制度です。

保証の名称	保証限度額	保証料率	保証期間	担保・保証人
プロパー協調 融資保証 (アシストライン)	2億8,000万円	0.35～ 1.90%	15年以内 (据置期間6ヶ月以内を含む)	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人代表者以外は 不要

\* 信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表 (P27～28)」、P29をご覧ください。

## 2. 短期の借入をお求めの方に

### ● <<県制度保証>>

商品の仕入れ、代金決済、下請代金等の短期資金が必要な方のための県制度保証です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	受付機関
短期事業資金保証 (通常枠)	1,500万円	2.20%	0.45～ 1.90%	1年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人代表 者以外は不要	取扱金融機関
短期事業資金保証 (手形・電子記録 債権割引枠)				割引期間 150日以内		

\* 信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表 (P27～28)」をご覧ください。

## 3. 反復継続的な資金をお求めの方に

保証金額、保証期間を定め、保証期間内に保証金額（貸越極度額）まで反復継続してご利用いただけます。

保証の名称	保証限度額	保証料率	保証期間	担保・保証人
当座貸越根保証	2億8,000万円	0.39～ 1.62% (特殊保証料率)	運転・設備 1年または2年	(担保) 5,000万円以下不要 5,000万円超必要 (保証人) 原則、法人代表者以外は不要
事業者カードローン 当座貸越根保証	100万円～ 2,000万円			(担保) 原則、不要 (保証人) 原則、法人代表者以外は不要
小規模事業者カードローン 当座貸越根保証 (カードSmile)	※50万円～ 500万円		2年	(担保) 原則、不要 (保証人) 原則、法人代表者以外は不要
商業手形等割引根保証	2億円 組合 4億円		運転資金のみ 1年以内	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人代表者以外は不要

\* 信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表 (P27～28)」をご覧ください。

※カードSmileの白色申告の個人事業者は50万円～200万円

## 4. 小規模企業の方に

県内小規模事業者の経営に必要な資金を円滑に供給し、もって小規模事業者の経営の安定と健全な発展に資することを目的に創設しました。取扱期間は平成29年4月3日から平成30年3月30日（保証申込受付分）です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	必要書類
小規模特別保証	※1,000万円 (白色申告の個人事業者は500万円以内)	金融機関 所定	0.35~ 1.80%	手形貸付 1年以内 証書貸付 10年以内	(担保)原則、不要 (保証人)原則、法人代表者以外は不要	要件確認票 兼依頼書

\*信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表（P27~28）」、P30をご覧ください。

※ただし、次の要件にすべて該当すること。

- ①平均月商（直近決算）の3カ月以内であること。
- ②本件を含めて保証債務残高が3,000万円以内であること。

### ◆資格要件◆

次のすべての要件を満たす小規模事業者である個人及び法人の方が対象となります。

- (1) 申込時点において滋賀県信用保証協会の保証利用があること。もしくは、申込金融機関で融資取引があること。
- (2) 常時使用する従業員が20名以下であること。
- (3) 同一事業の経歴が1年以上で、1期以上の決算を行っていること。
- (4) 最近2年間のいずれかの決算で利益を計上しているか、あるいは直近の決算で債務超過でないこと。
- (5) 申込金融機関が償還能力ありと認める先。
- (6) 申込金融機関の支援方針先。

### ●《県制度保証》

常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人。ただし、サービス業のうち宿泊業、娯楽業については20人）以下の小規模企業の方のための、県制度保証です。融資利率、信用保証料率ともに低率に設定しています。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	受付機関
経営支援資金保証 (小規模企業者枠)	設備、運転合わせて 1,500万円	1.45%	0.45~ 1.20%	運転5年 設備7年	(担保)原則、不要 (保証人)原則、法人代表者以外は不要	・商工会議所 ・商工会

\*信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表（P27~28）」をご覧ください。

### ●《県制度保証》

常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人。ただし、サービス業のうち宿泊業、娯楽業については20人）以下の小規模企業の方のための、県制度保証です。

年末年始の資金需要に対応する保証で、融資利率、信用保証料率ともに低率に設定しています。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	受付機関
経営支援資金保証 (小規模企業者 つなぎ枠)	200万円	1.45%	0.45~ 1.20%	3年	(担保)原則、不要 (保証人)原則、法人代表者以外は不要	・商工会議所 ・商工会

\*信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表（P27~28）」をご覧ください。

\*平成29年度の申込受付期間は、平成29年11月1日から平成30年1月15日の予定です。

## 融資後の保証債務残高が1,250万円以下の方

### ● 《県制度保証》

常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人。ただし、サービス業のうち宿泊業、娯楽業については20人）以下の小規模企業の方（特定非営利活動法人除く（※））のための、県制度保証です。  
※医業を主たる事業とする特定非営利活動法人は申込み可能です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	受付機関
経営支援資金保証 （小規模企業者 特別枠） ☆責任共有制度対象外	設備、運転合わせて 500万円	1.25%	0.50～ 1.20%	運転5年 設備7年	（担保）原則、不要 （保証人）原則、法人代 表者以外は不要	・商工会議所 ・商工会

\*信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表（P27～28）」をご覧ください。

常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人。ただし、サービス業のうち宿泊業、娯楽業については20人）以下の小規模企業の方のための全国統一保証制度です。

保証の名称	保証限度額	保証料率	保証期間	担保・保証人
小口零細企業保証 （全国小口保証） ☆責任共有制度対象外	1,250万円 （既存の協会保証付 融資残高を含む）	0.50～ 2.20%	運転 7年以内 設備 15年以内	（担保）原則、不要 （保証人）原則、法人代 表者以外は不要
全国小口 セーフティネット保証 ☆責任共有制度対象外		0.90%	運転 7年以内 設備 15年以内	（担保）原則、不要 （保証人）原則、法人代 表者以外は不要
全国小口 エコ・サポート保証 ☆責任共有制度対象外		0.15～ 1.85%	運転 5年以内 設備 10年以内	（担保）不要 （保証人）原則、法人代 表者以外は不要

\*信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表（P27～28）」をご覧ください。

常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人。ただし、サービス業のうち宿泊業、娯楽業については20人）以下の小規模企業の方のための資金です。納税要件、他種保証がない等の資格要件があります。

保証の名称	保証限度額	保証料率	保証期間	担保・保証人
特別小口保証	1,250万円	責任共有制度対象外 0.95% 責任共有制度対象 0.80%	原則 運転 5年以内 設備 10年以内	（担保）不要 （保証人）不要

### ● 《市町制度保証》

常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人。ただし、サービス業のうち宿泊業、娯楽業については20人）以下の小規模企業の方（特定非営利活動法人除く（※））のための、市町制度保証です。  
※医業を主たる事業とする特定非営利活動法人は申込み可能です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	受付機関
市町小規模企業者 小口簡易資金保証 ☆責任共有制度対象外	1,250万円 （既存の協会保 証付融資残高を 含む）	1.50%	0.50～ 1.20%	運転5年以内 設備7年以内	（担保） 原則、不要 （保証人） 原則、法人代 表者以外は不 要	・市町 ・商工会議所 ・商工会
市町小規模企業者小口簡易資金 セーフティネット保証 ☆責任共有制度対象外			0.80%			

\*信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表（P27～28）」をご覧ください。

## 5. 景気低迷や経済変動、取引先の倒産等により経営に支障が生じた方に

取引企業の倒産、取引金融機関の破綻、自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業の方への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う保証制度です。

保証の名称	保証限度額	保証料率	保証期間	対象となる中小企業者
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 認定要件1～6号 ☆責任共有制度対象外	2億8,000万円 組合 4億8,000万円	0.90%	運転10年 設備15年	次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている中小企業の方であって、事業所の所在地を管轄する市町長の認定を受けた方
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 認定要件7、8号		0.80%		

### ◆認定要件◆

- 【1号】大型倒産（再生手続開始申立等）発生により影響を受ける方
- 【2号】取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける方
- 【3号】突発的災害（事故等）により影響を受ける方
- 【4号】突発的災害（自然災害等）により影響を受ける方
- 【5号】業況の悪化している業種に属することにより影響を受ける方
- 【6号】金融機関の破綻により影響を受ける方
- 【7号】金融機関の経営の相当程度の合理化（支店の削減等）に伴って借入れが減少している方
- 【8号】整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生の可能性があると判断される方

本制度は、保証付の既往借入金の借換えおよび当該借換えに伴う新たな事業資金に対する保証を促進することにより、中小企業・小規模事業者の月々の返済額の軽減、資金調達の円滑化等を推進することを目的とするものです。

保証の名称	保証限度額	保証料率	保証期間	添付資料
借換保証 ☆経営安定関連保証・ 認定要件1～6号は 責任共有制度対象外	(1) 緊急保証の借換え (2) 一般保証、経営安定関連保証(セーフティネット保証)または特別保証の借換え 2億8,000万円 (ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定にかかる限度額は3億8,000万円) 組合等 4億8,000万円	経営安定関連保証 認定要件1～6号 0.90% 認定要件7、8号 0.80% 一般保証 0.45～1.90%	原則10年以内 (据置期間1年以内を含む)	協会所定の申込資料のほか、経営安定関連保証を利用する場合には、事業計画書および中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町長の認定書が必要です
			貸付形式	
			証書貸付	

### ◆資格要件◆

信用保証協会の通常の資格要件のほか、次の各号の要件を満たすことが必要となります。

#### (1) 緊急保証の借換え

- ①保証申込時点において、緊急保証にかかる既往借入金の残高があること。
- ②経営安定関連保証を利用する場合は、適切な事業計画を有していること。
- ③経営安定関連保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町長の認定書（セーフティネット保証にかかる認定書）を有すること。

#### (2) 一般保証、経営安定関連保証（セーフティネット保証）または特別保証の借換え

- ①保証申込時点において、一般保証、経営安定関連保証（緊急保証を除く）または特別保証にかかる既往借入金の残高があること。
- ②経営安定関連保証を利用する場合は、適切な事業計画を有していること。
- ③経営安定関連保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町長の認定書（セーフティネット保証にかかる認定書）を有すること。



保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
条件変更改善型 借換保証	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.45～1.90%	15年以内 ※(据置期間1年以内含む)

\*信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表(P27～28)」をご覧ください。

※ただし、資格要件(3)の対象資金として、「当該返済資金以外の事業資金(新規の融資分)」を含む場合は、据置期間2年以内となります。

#### ◆資格要件◆

信用保証協会の通常の資格要件のほか、次の各号の要件を満たすことが必要となります。

- (1) 保証申込時点において、信用保証協会の保証付既往借入金の残高があること。
- (2) (1)の既往借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っていること。
- (3) 金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行うこと。

#### ◆添付資料◆

- (1) 状況説明書(所定様式)
- (2) 事業計画書(申込人が策定したもの)
- (3) 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面(事業計画書に記載されている場合は不要)

#### ●《県制度保証》

経営安定関連保証(セーフティネット保証)、借換保証を低融資利率でご利用できる県制度保証です。

①大規模災害や大型倒産等による知事の認定を受けた方、②災害対策基本法第2条第1号に規定する自然災害により直接被害を受けた方が利用できます。ただし、一般枠での利用となります。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	受付機関
セーフティネット資金保証 (新規枠)認定要件1～4、6号 ☆責任共有制度対象外	8,000万円  なお、1号の場合、 再生手続開始申立 等事業者に対する 関連債権額の範囲 内。	1.00%	0.85%	運転 7年 設備 10年	(担保) 必要に 応じて (保証人) 原則、法人代 表者以外は不 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所</li> <li>・商工会</li> <li>・中小企業 団体中央会</li> </ul>
セーフティネット資金保証 (新規枠)認定要件5号 ☆責任共有制度対象外				運転 10年 設備 10年		
セーフティネット資金保証 (新規枠)認定要件7、8号			セーフティネット 保証 0.85% ①②の場合 一般保証 0.30～1.75%	運転 7年 設備 10年 ただし、融資 対象者により 別途期間あり。		
セーフティネット資金保証 (借換枠)認定要件1～4、6号 ☆責任共有制度対象外	2億円 (増額分を含む)	1.50%	0.85%	7年		
セーフティネット資金保証 (借換枠)認定要件5号 ☆責任共有制度対象外				10年		
セーフティネット資金保証 (借換枠)認定要件7、8号				7年		

\*信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表(P27～28)」をご覧ください。

※借換枠1～6号について、責任共有制度対象保証、金融安定化特別保証および流動資産担保融資保証付融資についての借換は出来ません。

借換枠7、8号について、金融安定化特別保証および流動資産担保融資保証付融資についての借換は出来ません。

● <<県制度保証>>

売上や利益の減少に対処し、経営の安定を図るための借換を含む県制度保証です。融資利率、信用保証料率ともに低率に設定しています。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	受付機関
緊急経済対策資金保証(新規枠) (セーフティネット資金保証の 融資対象者を除く)	5,000万円	1.25%	0.45~ 1.20%	運転7年 設備7年	(担保) 必要に 応じて (保証人)原則、 法人代表者以 外は不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 商工会議所</li> <li>• 商工会</li> <li>• 中小企業 団体中央会</li> </ul>
緊急経済対策資金保証(借換枠) (セーフティネット資金保証の 融資対象者を除く)	8,000万円 (増額分を含む)	1.50%		10年		

\* 信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表 (P27~28)」をご覧ください。

## 6. 新規に開業される方や開業して間もない方に

● <<県制度保証>>

これから事業を開始しようとする方から開業後5年未満の方、また県制度の要件に該当する方を対象とした県制度保証です。融資利率、信用保証料率ともに低率に設定しています。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	受付機関
開業資金保証 (創業枠) ☆責任共有制度対象外 一般保証は責任共有制度対象	運転・設備合計で *2,500万円	1.25%	1.00% 一般保証 0.37~ 1.82%	運転7年 設備7年	(担保) 不要  一般保証 (担保) 必要に応 じて	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 商工会議所</li> <li>• 商工会</li> <li>• 滋賀県産業 支援プラザ</li> </ul>
開業資金保証 (創業サポート枠) ☆責任共有制度対象外 一般保証は責任共有制度対象	運転・設備合計で *2,500万円		0.50% 一般保証 0.0~ 1.32%		(保証人) 原則、法人代表 者以外は不要	
開業資金保証 (女性創業枠) ☆責任共有制度対象外	運転・設備合計で *1,000万円		0.70%		(担保) 不要 (保証人) 原則、法人代表 者以外は不要	

\* 開業資金保証の一般保証の信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表(P27~28)」をご覧ください。

\* 創業枠、創業サポート枠、女性創業枠の融資残高を含めて2,500万円以内となります。

注) 創業サポート枠のうち、認定特定創業支援事業の支援を受けた方で市町の証明を受けた方は3,000万円まで利用可能。開業前に1,000万円を超える融資を希望される場合は、1,000万円を超える部分については自己資金相当額の範囲内となります。

ただし、創業サポート枠のうち、認定特定創業支援事業の支援を受けた方で市町の証明を受けた方は1,500万円を超える部分については自己資金相当額の範囲内となります。詳しくは県制度要綱をご覧ください。

これから事業を開始しようとする方から開業後5年未満の方を対象とした保証制度は次のとおりです。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	受付機関	備考
創業等関連保証 ☆責任共有制度対象外	*1,500万円	金融機関 所定	1.00%	10年	(担保) 不要 (保証人) 法人代表者を 除き不要	約定締結 金融機関	創業計画書等が 必要ですので、 詳細はお問い合 わせください
創業関連保証 ☆責任共有制度対象外	*1,000万円 ※(支援創業関連 保証は、1,500万円)				(担保) 不要 (保証人) 原則、法人代 表者以外は不要		

\* 創業関連保証、支援創業関連保証および再挑戦支援保証を合算して1,500万円

\* ただし、創業等関連保証を開業前にご利用される場合は、保証限度額が自己資金相当額の範囲内となります。

※ 国の認定を受けた各市町の認定創業支援事業計画は、支援創業関連保証を利用できます。

国の認定を受けている市町については、中小企業庁のホームページ「産業競争力強化法に基づく認定を受けた市区町村別の創業支援事業計画の概要」をご覧ください。

### ● 《市制度保証》

長浜市内で新たに事業を開始する方のための長浜市制度保証です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	取扱金融機関
長浜市創業支援 資金保証	運転、設備の合計で *1,000万円	1.25%	0.50%	運転 7年 設備 7年	(担保) 不要 (保証人) 原則、法人代表 者以外は不要	滋賀銀行 長浜信用金庫 大垣共立銀行 関西アーバン銀行

\* 長浜市の特定創業支援の証明を受けた方は1,500万円

## 7. 経営の合理化・体質改善を図りたい方に

### ● 《県制度保証》

経営の合理化を図りたい方のための県制度保証で、低融資利率に設定しています。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	受付機関
経営支援資金保証 (一般枠)	運転 2,000万円 所要資金の70%以内で 設備 3,000万円	1.50%	0.45~ 1.90%	運転5年 設備7年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人 代表者以外は不要	・商工会議所 ・商工会 ・中小企業 団体中央会

\* 信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表 (P27~28)」をご覧ください。

## 8. 経営力の強化、経営力の向上を図りたい方に

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者の方のための制度です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人
経営力強化保証	2億8,000万円 組合 4億8,000万円	金融機関 所定	責任共有制度対象 0.45~1.75% 責任共有制度対象外 0.50~2.00%	運転 5年 設備 7年 借換10年 一括返済の場合 1年以内	(担保) 必要に 応じて (保証人) 原則、法 人代表者以外は 不要

\* 信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表 (P27~28)」をご覧ください。

◆添付資料◆

- (1) 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書
- (2) 事業計画書（申込人が策定したもの）
- (3) 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）

● <<県制度保証>>

県制度保証で、融資利率、信用保証料率ともに低率に設定しています。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	受付機関
政策推進資金保証 (経営力強化枠)	8,000万円	1.25%	責任共有制度対象 0.45~1.15%	運転 5年 設備 7年 借換10年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、 法人代表者以外 は不要	取扱金融機関
	借換 2億円 (増額分含む)	1.50%	責任共有制度対象外 0.50~1.15%			

\* 信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表 (P27~28)」をご覧ください。

経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち、新事業活動の実施に必要な資金を支援するための制度です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人
経営力向上関連保証	2億8,000万円 組合等	金融機関所定	0.77%	運転 5年 設備 7年	(担保) 8,000万円超 は、原則有担保 (保証人) 原則、法人 代表者以外は不要
	4億8,000万円 新事業開拓保険、海外投資 関係保険 (一般分、他の特例分を 含む)		新事業開拓保険 有担保 0.96% 無担保5,000万円超 1.06% 無担保5,000万円以下 0.77%		
	3億円 組合等 6億円		海外投資関係保険 1.11%		

## 9. 環境保全施設等の設置、ISO認証取得等、環境経営をお考えの方に

低公害車または低排出ガス・一定基準燃費の営業車両、環境保全施設等の設置、ISO認証取得等、地球環境の保全に取り組む方を低保証料率でバックアップします。

保証の名称	保証限度額	保証料率	保証期間	担保・保証人
環境経営支援 (エコ・サポート) 保証	3,000万円	0.15~1.60%	10年 (運転は5年)	(担保) 不要 (保証人) 原則、法人代 表者以外は不要
環境経営支援 (エコ・サポート) 保証 セーフティネット1~6号 ☆責任共有制度対象外		0.90%		
環境経営支援 (エコ・サポート) 保証 セーフティネット7、8号		0.80%		

\* 信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表 (P27~28)」をご覧ください。

● <<県制度保証>>

県制度保証で、融資利率、信用保証料率ともに低率に設定しています。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	受付機関
政策推進資金保証 (省エネ・再生可能エネルギー枠)	1,000万円 (③④の場合 8,000万円)	1.00%	①~④の場合 0.0~1.40% ⑤の場合 0.37~1.82%	10年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人 代表者以外は不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所</li> <li>・商工会</li> <li>・中小企業 団体中央会</li> </ul>

\*信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表 (P27~28)」をご覧ください。

◆対象設備◆

- ①省エネルギー設備 (空調設備、給排水設備、照明設備等)
- ②再生可能エネルギーを活用する設備 (太陽光発電、風力発電等)
- ③蓄電池 (リチウムイオン電池等)
- ④自家発電設備 (再生可能エネルギー設備を除く)
- ⑤CO<sub>2</sub>排出量削減を図るために必要な設備資金

## 10. 空き家・空き店舗で事業を行う方、成長産業分野の事業の拡大を図りたい方に

● <<県制度保証>>

空き家・空き店舗を拠点に事業を行う方に、県制度保証で低融資利率に設定しています。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	受付機関
政策推進資金保証 (空き家・空き店舗再生枠)	2,500万円	1.25%	0.45~1.90%	運転 5年 設備10年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人 代表者以外は不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所</li> <li>・商工会</li> <li>・中小企業 団体中央会</li> </ul>

\*信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表 (P27~28)」をご覧ください。

◆対象となる建物◆

県が別に定める「空き家バンク」および空き店舗情報サイト「AKINAIしが」にて登録している空き家または空き店舗

成長産業分野 (県の要領に定める分野) の事業を営む方が、当該分野においてさらなる事業の拡大を図るための県制度保証で、低融資利率に設定しています。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	受付機関
政策推進資金保証 (成長産業育成枠)	1億円	1.25%	0.45~1.90%	運転 5年 設備10年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人 代表者以外は不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所</li> <li>・商工会</li> <li>・中小企業 団体中央会</li> </ul>

\*信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表 (P27~28)」をご覧ください。

◆成長産業分野◆

- (1) 環境・エネルギー事業
- (2) 医療・介護・健康関連事業
- (3) クリエイティブ事業
- (4) 観光事業
- (5) 防災対策事業
- (6) 雇用支援・人材育成事業
- (7) 保育・育児事業

## 11. 激甚災害等、BCP(緊急時企業存続計画)に関する資金が必要な方に

東日本大震災による特定被災区域内等に事業所を有する中小企業者の方に、経営の安定に必要な資金を支援することを目的とするものです。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人
東日本大震災復興緊急保証	2億8,000万円 組合 4億8,000万円	金融機関 所定	0.80%	10年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人代表者 以外は不要

### ◆対象者◆

- (1) 特定被災区域内に事業所を有し、当該事業所等に損害を受けたことについて、市区町村長等の証明を受けた方
- (2) 緊急事態応急対策を実施すべき区域が公示された場合、当該区域内に事業所を有していたことについて、市区町村長等の証明を受けた方
- (3) 特定被災区域内に事業所を有し、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長等の証明を受けた方
- (4) (1) ないし (3) に掲げる中小企業者を構成員とする中小企業等協同組合等

直接被害を受けている「被災中小企業者」の方の事業の再建に必要な資金を支援することを目的とするものです。

保証の名称	保証限度額	保証料率	保証期間	担保・保証人	添付資料
災害関係保証	2億8,000万円 組合 4億8,000万円	0.70%	運転10年 設備15年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人 代表者以外は不要	①罹災証明書または ②納税証明書等が必要 です

### ◆対象者◆

- (1) 激甚災害により直接被害を受けた方
- (2) 激甚災害について災害救助法が適用された地域または中小企業者が有する施設が被災を受けていると認められるとして主務省において指定した地域(被災地域)内に事務所を有する方

BCP(緊急時企業存続計画)を策定しようとする方、または策定しその計画に基づいた対策を実施する方を支援するために創設しました。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人
BCP推進 (BCPアシスト) 保証	1億円	金融機関 所定	0.25~ 1.70%	運転 7年以内 設備15年以内	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人代表者 以外は不要

\*信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表(P27~28)」をご覧ください。

## 12. 一時的かつ緊急的な資金需要の予約を囚っておきたい方に

一時的かつ緊急的な資金需要に迅速にこたえることを可能とすることを目的とした制度です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人
予約保証	1申込人につき 合計2,000万円まで 小口零細保証の場合は 合計500万円まで	金融機関 所定	0.60~1.90% 小口零細保証の場合は 0.70~2.20%	5年以内 小口零細保証の場合は 運転 7年 設備15年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人 代表者以外は不要

\*予約時の信用力に対応した保証料率よりも一区分高い料率を適用します。

\*信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表(P27~28)」をご覧ください。

## 13. 大口・長期資金で経営の安定を図りたい方に

金融機関が推薦する一定の財務要件を満たす中小企業者へ大口無担保の信用保証を提供する制度です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	必要書類
大口無担保保証 (ロングラン)	※2億円 (3,000万円以上で 百万円単位)	金融機関所定	0.36~ 1.52%	10年以内	(担保) 不要 (保証人) 原則、法人 代表者以外は不要	・ 資格要件確認票 兼支店長推薦書 ・ 納税証明書 (その3の3)

※一般無担保保証8,000万円および一般普通保証2億円の範囲内とし、既存の一般保証債務残高との合計が2億8,000万円以内。

\* 信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、P3および「信用保証料率表 (P27~28)」をご覧ください。

### ◆対象者◆

- (1) 当協会の保証対象要件に該当する中小企業者（法人）であること。
- (2) 引き続き2年以上事業を営み、決算書を2期（1期12か月）提出できること。
- (3) 公租公課について完納していること。

### ◆資格要件◆

- ① 下表の基準1、基準2あるいは基準3においてそれぞれ（1）（2）のうち1項目および（3）（4）のうち1項目該当すること。
- ② 実態バランスシートにおいて債務超過でない中小企業者。

項目	基準1	基準2	基準3
純資産	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
(1) 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
(2) 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
(3) 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
(4) インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

堅実な経営を営み、長期的展望を持つ方の長期経営資金の確保に資するための保証です。同一事業を3年以上継続し、原則として同一場所において営んでいる法人および個人が対象となります。組合は対象になりませんのでご注意ください。

保証の名称	保証限度額	保証料率	保証期間	担保・保証人
長期経営資金 (やくしん) 保証	2億円 (1件あたり2,000万円以上 百万円単位)	0.45~ 1.90%	3年以上で 運転15年以内 設備20年以内	(担保) 必要 (保証人) 原則、法人代表者以外は 不要

\* 信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表 (P27~28)」をご覧ください。

## 14. 省エネルギー施設の設置等、省エネルギー事業をお考えの方に

エネルギー使用の合理化、石油代替エネルギー施設の設置等、省エネルギー施設の設置や省エネルギー事業をお考えの方のための制度です。

保証の名称	保証限度額	保証料率	保証期間	担保・保証人	備考
エネルギー対策保証	2億円 組合 4億円	0.39~1.84% エネルギー対策 保険の場合は 有担保1.01% 無担保1.11%	7年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人 代表者以外は不要	通常書類以外に、省・石油代替エネルギー施設の設置に関する計画書（協会所定様式）が必要です

\* 信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表 (P27~28)」をご覧ください。

## 15. 海外事業の展開や輸出入関連の資金が必要な方に

保証の名称	保証限度額	保証料率	保証期間	担保・保証人	備考
海外投資関係保証	2億円 組合 4億円	0.39～1.84% 海外投資関係保険 の場合は 有担保1.01% 無担保1.11%	原則 運転 5年以内 設備 15年以内	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人 代表者以外は不要	必要書類以外に、海外直接 投資の事業に要する資金に かかるものであることを証 する書面が必要です
特定信用状関連保証	2億円 保証割合80%	0.45～1.90%	1年以内 更新可	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人 代表者以外は不要	必要書類以外に、特定信用 状を活用した外国関係法人 の金銭の借入に関する計画 書、外国関係法人の商業登 記簿謄本に類するもの(あ る場合のみ)が必要です

\*信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表(P27～28)」をご覧ください。

## 16. ベンチャー企業の方、経営革新や事業の多角化をお考えの方に

ベンチャー企業の方、経営革新をお考えの方のための国の保証制度です。

保証の名称	保証限度額	保証料率	保証期間	通常の資料以外に 必要な資料等
新事業開拓保証	2億円 組合 4億円	0.39～1.84% 新事業開拓保険の場合 有担保1.01% 無担保1.11%	原則 運転 5年以内 設備 15年以内	新事業の開拓に関する計 画書
経営革新関連保証	2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (上記とは別に新事業開拓保 険、海外投資関係保険の別枠 もあります)	0.77% 新事業開拓保険 有担保 0.96% 無担保5,000万円超 1.06% 無担保5,000万円以下 0.77% 海外投資関係保険 1.11%	運転 7年 設備 15年	承認を受けた経営革新計 画にかかる承認申請書の 写し等
異分野連携新事業分野 開拓関連保証	4億8,000万円 組合 6億8,000万円 ※うち流動資産担保融資保証 2億円(保証割合80%) (上記とは別に新事業開拓保 険、海外投資関係保険の別枠 もあります)	0.77% 新事業開拓保険 有担保 0.96% 無担保5,000万円超 1.06% 無担保5,000万円以下 0.77% 流動資産担保融資保証 0.68% 海外投資関係保険 1.11%		認定を受けた異分野連携 新事業分野開拓計画の写 し
特定新技術事業活動 関連保証	3億円 組合 6億円	有担保0.96% 無担保1.06% 7,000万円以下無担保 0.77% 2,000万円以下無担保無保証人 1.11%		法に定める特定補助金が 交付されたことを証する 書面および所定の計画書

\*信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表(P27～28)」をご覧ください。



● <<県制度保証>>

県制度保証で、低融資利率に設定しています。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	受付機関
政策推進資金保証 (新事業促進枠)	①②③の場合 2億円 協同組合等 4億円 ④⑤⑥の場合 1億円	1.25%	①②の場合 0.77% 新事業開拓保険の場合 5,000万円以下0.77% 5,000万円超 1.06% ③④の場合 0.45~1.90% ⑤の場合 0.39~1.84% 海外投資関係保険の場合 1.11% ⑥の場合 0.45~1.20%	10年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人代表者以 外は不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所</li> <li>・商工会</li> <li>・滋賀県産業 支援プラザ</li> <li>・中小企業 団体中央会</li> </ul>

\* 信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表 (P27~28)」をご覧ください。

◆対象者◆

- ①経営革新に関する計画の承認を受けてその計画を実施する方
- ②経営力向上に関する計画の認定を受けてその計画を実施する方のうち、  
新事業活動の実施のための資金を必要とされる方
- ③滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定を受けた方
- ④事業の多角化や新たな事業分野への進出を行う方
- ⑤事業基盤を県内に維持しつつ、海外事業の展開等を行う方
- ⑥事業の継続を図る方で、県の定める要件に該当する方



©光プロダクション

## 17. 資本市場から直接資金調達をお考えの方に

### 特定社債保証

中小企業の皆さまに直接金融への道を開く保証制度です。

- 長期の安定した資金調達が図れます。
- 企業としてのステータス向上効果が期待できます。
- 店頭公開、上場に向けての第一歩として。

#### 制度概要

対象社債	保証限度額	保証期間	保証料率	融資利率	社債金額	担保・保証人
中小企業が該当事業の用に供する資金調達のために発行する私募債	4億5,000万円 80%保証であり社債の最高発行限度額は5億6,000万円 (最低発行額) 3,000万円	2年以上 7年以内	0.40~ 1.76%	発行体 所定利率	1,000万円の1種 ただし、社債の総額5億円以上の場合は2,000万円とする	(担保) 2億円超 は原則有担保 (保証人) 不要

\*上記の他に諸手数料が必要になります。詳しくは信用保証協会、金融機関窓口へお問い合わせください。

#### 適債要件

発行人資格要件			
項目	基準1	基準2	基準3
純資産	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
(1) 自己資本比率 (2) 純資産倍率	20%以上 2.0倍以上	20%以上 1.5倍以上	15%以上 1.5倍以上
(3) 使用総資本事業利益率 (4) インタレスト・カバレッジ・レシオ	10%以上 2.0倍以上	10%以上 1.5倍以上	5%以上 1.0倍以上
基準1、基準2あるいは基準3においてそれぞれ(1)(2)のうち1項目および(3)(4)のうち1項目該当する必要があります。			

#### 特定社債保証料率体系表

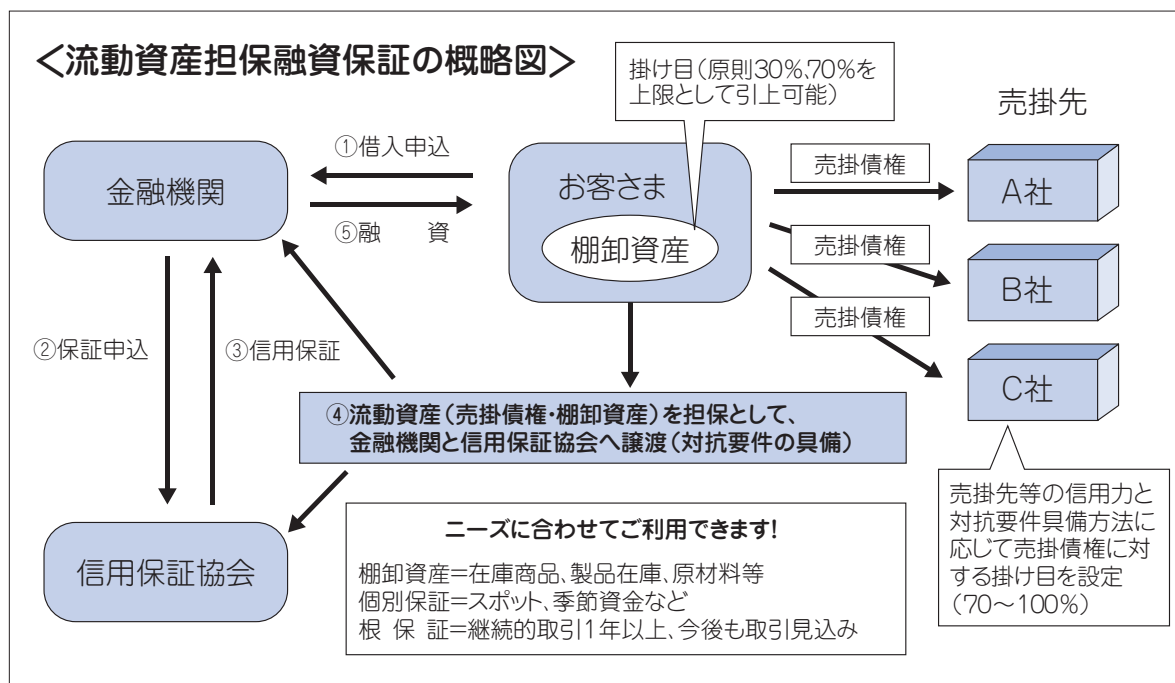
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
特定社債保証料率 (%)	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	0.88	0.72	0.56	0.40

## 18. 流動資産を活用したい方に

中小企業の方が、売掛先に対して保有している売掛債権または棚卸資産を担保として金融機関が融資を行う場合に、信用保証協会が保証を行う制度です。

保証の名称	保証限度額	保証料率	保証期間	対抗要件具備方法	担保・保証人
流動資産担保 融資保証 (ABL保証)	2億円 (融資額2億5,000万円 の保証割合80%)	0.68%	根保証1年 (更新可) 個別保証 1年以内	【売掛債権】 民法上の通知・承諾もしくは動産債権譲渡特例法に基づく債権譲渡登記 【棚卸資産】 動産債権譲渡特例法に基づく動産譲渡登記 【電子記録債権】 電子記録債権法に定める譲渡記録	(担保) 流動資産を譲渡担保 ただし、電子記録債権の場合は、この限りでない (保証人) 法人代表者以外は不要

\*本制度固有の手続きがありますので、具体的なお申込みにあたっては、事前にお問い合わせください。



### ★流動資産担保融資保証制度の仕組み★

- ◆一定の要件に該当する流動資産(売掛債権および棚卸資産)を金融機関、信用保証協会に担保として譲渡し、その流動資産額に掛け目を乗じた金額の借入を信用保証協会保証付で行う制度です。
- ◆売掛債権の掛け目は売掛先の信用力、借入人の方が選択される対抗要件(売掛先の異議なき承諾、通知、登記の中から選択)に応じて所定の率を上限に金融機関と信用保証協会が決定します。
- ◆譲渡担保の対象となる売掛債権の具体例は次のとおりです。

売掛金債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、その他の報酬債権、工事請負代金債権 等

## 19. 事業の再生、再起業の資金が必要な方に

民事再生法等において再建計画等の認可を受け、再建に取り組んでいる中小企業の方への融資に対する保証を行うことにより、事業の円滑な再建を図ります。

保証の名称	保証限度額	保証料率	保証期間	貸付形式	返済方法	担保・保証人
<b>事業再生保証</b> ☆責任共有制度対象外	2億円	2.20%	10年以内	証書貸付 手形貸付 手形割引 電子記録債権 割引の個別保証	原則 一括返済	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人代表者以外は不要

### ◆資格要件◆

次の(1)、(2)および(3)のいずれにも該当する中小企業者の方が対象となります。

(1) 次の①または②のいずれかに該当する方

①再生事件または更生事件に係属している方

②民事再生法(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた方(再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。)

(2) 再生計画の認可または更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない方

(3) 次の①および②のいずれにも該当する方

①金融機関および取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること。

②償還が見込まれること。

私的整理手続きを実施する中小企業者のつなぎ資金の融資を円滑かつ迅速に対応するために、創設した保証制度です。

保証の名称	保証限度額	保証料率	保証割合	保証期間	貸付形式	担保・保証人
<b>事業再生円滑化 関連保証</b>	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	1.76% 特別小口保険 0.95%	80% 特別小口保険 100%	3年以内	証書貸付 手形貸付 手形割引 電子記録 債権割引	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人代表者以外は不要

### ◆資格要件◆

金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次の(1)および(2)のいずれかに該当する中小企業者

(1) 特定認証紛争解決手続等によって事業再生を図ろうとする方

(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとする方

(3) 認定支援機関の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとする方

事業の継続が困難となっている中小企業者が、会社の分割又は事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を承継事業者に承継させ、事業の再生を図ることを支援する制度です。

保証の名称	保証限度額	保証料率	保証期間	融資利率	担保・保証人
<b>中小企業承継事業 再生関連保証</b>	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	0.45~1.90% 特別小口保険 0.95%	10年以内	金融機関 所定	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人代表者 以外は不要

中小企業承継事業再生計画を主務大臣に提出し、認定を受けた承継事業者である中小企業者が対象となります。

責任共有制度。ただし、特別小口保険にかかる保証を利用する場合の保証割合は100%となります。

\* 信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表(P27~28)」をご覧ください。

## ● <<県制度保証>>

中小企業再生支援協議会等の支援により、今後の企業再生が見込まれる方を対象とした県制度保証です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人	受付機関
政策推進資金保証 (再生支援枠)	1億円	金融機関 所定	0.37~ 1.82%	10年 特に認める場合 15年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人 代表者以外は不要	取扱金融機関

\* 信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表 (P27~28)」をご覧ください。

### ◆対象者◆

- (1) 滋賀県中小企業再生支援協議会による経営改善計画の策定支援を受け、今後の企業再生が見込まれる方
- (2) 金融機関による経営改善計画の策定支援を受け、滋賀県信用保証協会経営サポート会議において、今後の企業再生が見込まれると判断された方

事業再生計画の策定支援機関等の指導を受けて作成した計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者を支援する制度です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人
事業再生計画実施 関連保証 (経営改善 サポート保証)	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	責任共有制度対象 0.70% 責任共有制度対象外 0.80%	一括返済 1年 分割返済 15年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人代表 者以外は不要

### ◆事業再生計画の策定支援機関等◆

- ① 中小企業基盤整備機構 (再生支援全国本部)
- ② 認定支援機関(中小企業再生支援協議会または産業復興相談センター)
- ③ 特定認証紛争解決手続
- ④ 整理回収機構
- ⑤ 地域経済活性化支援機構
- ⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構
- ⑦ 私的整理ガイドライン
- ⑧ 個人版私的整理ガイドライン
- ⑨ 自然災害による被災者の債務整理ガイドライン
- ⑩ 中小企業基盤整備機構が出資した投資事業有限責任組合
- ⑪ 経営サポート会議

一度経営に失敗した方が再起業する際のファイナンスを支援すべく創設された制度です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人
再挑戦支援保証 ☆責任共有制度対象外	* 1,000万円 創業関連保証を含む (支援創業関連保証は、 1,500万円)	金融機関 所定	1.00%	10年以内	(担保) 不要 (保証人) 原則、法人代表者以 外は不要

\* 創業関連保証、支援創業関連保証および再挑戦支援保証を合算して1,500万円

## 20. 保証人の要らない制度をお探しの方に

中小企業者ならびに保証人（経営者本人等）によって、「経営者保証に関するガイドライン」において求められている対応が講じられていることを前提に、信用保証協会が金融機関（協調融資）と連携して経営者保証に依らない融資を推進する制度です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人
経営者保証ガイドライン 対応保証	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.45～ 1.90%	一括返済 1年以内  分割返済 運転3年 設備5年 借換3年 (分割返済において据置 6ヶ月以内)	(担保)「有担保無保証人要件」に該当する場合を除き不要 (保証人) 不要

\* 信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表（P27～28）」をご覧ください。

### ◆資格要件◆

中小企業者であって、以下に掲げる（1）から（4）までの要件をすべて満たす方。

- （1）法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること。
- （2）法人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないこと。
- （3）法人から適時適切に財務情報等が提供されており、本制度による保証付き融資を実行後も提供すること。
- （4）法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であると判断し得るものとして、次の「無担保無保証人要件」又は「有担保無保証人要件」のいずれかに該当すること。

#### [無担保無保証人要件]

以下の①を充足し、かつ②又は③のいずれか1項目を充足すること。

- ①自己資本比率が20パーセント以上であること。
- ②使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。
- ③インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること。

#### [有担保無保証人要件]

以下の①及び②をとともに充足すること。

- ①上記の無担保無保証人要件①から③までのいずれか1項目以上を充足すること。
- ②法人及び経営者本人等の所有する不動産担保等にて保全の充足が図られていること。

### ◆金融機関の責務◆

#### 協調融資

取扱金融機関は、本制度による保証付き融資の実行と同時に、プロパー融資を、本制度による保証付き融資額の6割以上の割合の金額にて同等の融資条件（貸付金利を除く）で貸し付けること。

## 21. 納入企業の信用を活用した資金繰りを図りたい方に

売掛金債権等を有する事業者（納入企業）から当該売掛金債権等を譲受け、当該売掛金債権等の支払期日より前に納入企業に対して金銭を支払うこと（割引）により資金繰りを円滑化するために創設された制度です。

保証の名称	保証限度額	保証割合	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人
一括支払契約保証	10億円	70%以下	金融機関 所定	0.50~2.20%に 保証割合を乗じた率	1年以内	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、不要

\* 信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表（P27~28）」をご覧ください。

## 22. 農林漁業者との連携活動に関する資金が必要な方に

主務大臣より「農商工等連携事業計画」の認定を受けた事業者が、その計画に従って行う事業を支援すべく創設された制度です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人
農商工等連携事業 関連保証	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円 新事業開拓保険、海外投資関係保険 (他の一般および特例分を含む) 4億円 組合等 6億円 流動資産担保融資保証 2億円 (保証割合80%)	金融機関 所定	0.77% 新事業開拓保険 有担保 0.98% 無担保5,000万円超 1.06% 無担保5,000万円以下 0.77% 流動資産担保融資保証 0.68% 海外投資関係保険 1.11%	運転5年 設備7年	(担保) 8,000万 円超は原則有担保 (保証人) 原則、法 人代表者以外は不 要

主務大臣より「農商工等連携支援事業計画」の認定を受けた事業者が、その計画に従って行う事業を支援すべく創設された制度です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人
農商工等連携支援 関連保証	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	1.15% (特殊0.98%)	運転5年 設備7年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人代表者以 外は不要

## 23. 経営承継に関する資金が必要な方に

経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じることに對し、経営の承継の円滑化を図り事業活動の継続を支援すべく創設された制度です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人
経営承継関連保証	2億8,000万円	金融機関所定	0.45~ 1.90%	運転10年 設備15年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人代表者以 外は不要

\* 経済産業大臣の認定を受けられた方が対象となります。

\* 信用保証料率は、財務状況等に応じて9段階に設定しています。詳しくは、「信用保証料率表（P27~28）」をご覧ください。

## 24. 地域産業、商店街の活性化を図るための資金が必要な方に

滋賀県知事より「企業立地計画」または「事業高度化計画」の承認を受けた事業者が、その計画に従って行う事業を支援すべく創設された制度です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人
地域産業集積関連保証	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.77%	運転 7年 設備15年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人代表者以外は不要

各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業を支援すべく創設された制度です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人
地域産業資源 活用事業関連保証	①地域産業資源 活用事業関連保証 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円 新事業開拓保険(他の一般および特 例分を含む) 4億円 組合等 6億円 流動資産担保融資保証 2億円 (保証割合80%)	金融機関 所定	0.77% 新事業開拓保険 有担保 0.98% 無担保5,000万円超 1.06% 流動資産担保融資保証 0.68%	運転5年 設備7年	(担保) 8,000万 円超は原則有担 保 (保証人) 原則、 法人代表者以外 は不要
	②海外地域産業資源 活用事業関連保証 海外投資関係保険(他の一般および 特例分を含む) 4億円 組合等 6億円		海外投資関係保険 1.11%		

経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画に従って行われる商店街活性化事業を支援するための制度です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人
商店街活性化事業 関連保証	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.77%	運転 7年 設備15年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人代表者以外は不要

経済産業大臣による商店街活性化支援事業計画の認定を受け、商店街活性化支援事業を支援するための制度です。

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人
商店街活性化支援 関連保証	2億8,000万円	金融機関 所定	1.15% (特殊0.98%)	運転 7年 設備15年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人代表者以外は不要



## 25. 取引先の開拓を図りたい下請中小企業者の方に

主務大臣の認定を受けた特定下請連携事業計画に従って行われる特定下請連携事業を支援するための制度です。

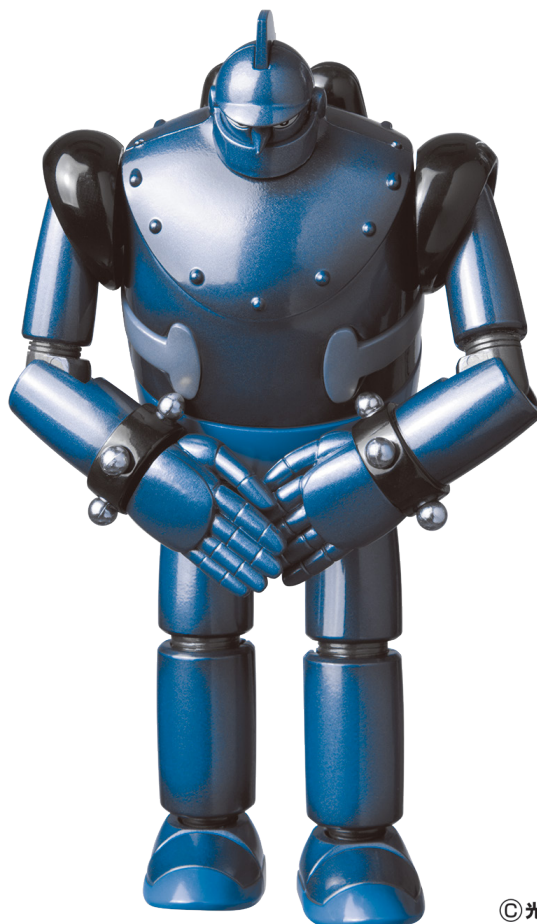
保証の名称	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	担保・保証人
特定下請連携事業 関連保証	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円 新事業開拓保険(他の一般および特例分を含む) 4億円 組合等 6億円	金融機関 所定	0.77% 新事業開拓保険 有担保 0.96% 無担保5,000万円超 1.06% 無担保5,000万円以下 0.77%	運転 7年 設備 15年	(担保) 必要に応じて (保証人) 原則、法人代表者以外は不要

### 「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく信用保証料割引制度の終了について

全国統一で行う「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく信用保証料割引制度は、平成29年3月31日の保証申込受付分をもって取扱いを終了することとなりました。

当協会では、取扱終了を周知するために3ヶ月延長し、平成29年6月30日の保証申込受付分をもって取扱いを終了することとなりました。

なお、「会計参与設置会社」に対する信用保証料割引制度は平成29年4月以降も継続しています。



©光プロダクション

# 信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会が中小企業・小規模事業者の方の委託に基づいて行う信用保証の対価として、委託された中小企業・小規模事業者の方にお支払いいただくものです。

この信用保証料は、信用保証協会の適正な運営を行うため、直接利用者に負担していただくもので、日本政策金融公庫の信用保険料、信用保証協会の業務費、損失負担（代位弁済等）に充当しています。

中小企業・小規模事業者の方が、信用保証協会の保証を受け、金融機関から融資を受けられたときは、所定の信用保証料を金融機関を通して信用保証協会に支払っていただきます。

## 信用保証料の計算式

信用保証料は、貸付金額・保証料率・保証期間・返済方法等を計算基礎にして一定の計算式で算出します。

### ●期日一括返済の場合

$$\text{貸付金額} \times \text{責任共有保証料率（信用保証料率）} \times \text{保証期間（月数）} \times 1 / 12$$

### ●均等分割返済の場合

$$\text{貸付金額} \times \text{責任共有保証料率（信用保証料率）} \times \text{保証期間（月数）} \times 1 / 12 \times \text{回数別係数}$$

\* 保証期間は貸付実行日から保証期日までです。1か月未満の端数（日数）が生じた場合、1か月として算出します。

\* 「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

回数別係数・・・保証期限までの分割返済の回数に応じて、係数が決まります。

回数別区分	6回以下	7~12回	13~24回	25回以上
係数	0.70	0.65	0.60	0.55

## 責任共有保証料率（信用保証料率）

中小企業者・小規模事業者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階となります。最終的な信用保証料率は、個別に中小企業者・小規模事業者の定性要因等を加味して当協会が決定します。

この保証料率体系は、原則として、全ての保証制度に適用されますが、セーフティネット保証、流動資産担保融資保証などは対象外となります。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率（％） （特殊保証料率）	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
信用保証料率（％） （特殊保証料率）	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※「特殊保証料率」は、手形等割引根保証、当座貸越根保証および事業者カードローン根保証に適用します。

※「信用保証料率」は、保証委託額に対する率であり、責任共有制度対象外の保証制度に適用します。

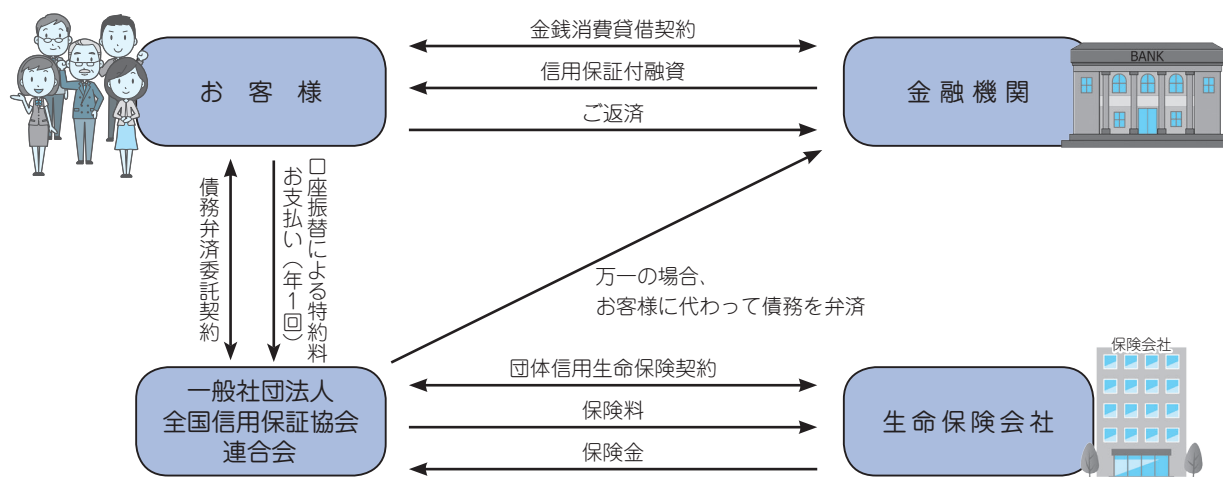
# 信用保証協会団体信用生命保険制度（保証協会団信）のご案内

## 保証協会団信とは

信用保証協会の保証付融資を受けられた個人事業主の方（法人の場合は代表権を有する連帯保証人の方）がその債務を全額返済されないうちに「死亡」または「所定の高度障害」といった不測の事態に陥られた場合に、一般社団法人全国信用保証協会連合会が生命保険会社から受け取る保険金をもとに、金融機関に対する当該債務を弁済することにより、事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図ることを目的とした制度です。

中小企業・小規模事業者の方へのプラスワンサービスとして、ご利用希望者への取扱いを行っています。

## 保証協会団信の仕組み



**【保険契約者】** 一般社団法人全国信用保証協会連合会

**【被保険者】** お客様（債務者）が個人事業主の場合はご本人。法人の場合は代表権を有する連帯保証人の方。

**【保険金受取人】** 一般社団法人全国信用保証協会連合会

**【保険金額】** 融資残高（残債務額）（1億円まで）

**【保障期間】** 原則、融資期間

## 加入資格

### ●加入対象者

下記①②いずれかに該当する加入申込日（告知日）現在満20歳以上66歳未満の方です。

①個人事業主

②中小企業基本法または信用保証協会法に定める「中小企業者」に該当する法人の代表権を有する連帯保証人

### ●融資金額

100万円以上1億円以下（利用限度額は合計で1億円以下となります。）

### ●融資期間

1年以上の分割返済（均等返済）を受けていることが必要です。

この制度の詳細は、以下のところへお問い合わせください。

一般社団法人全国信用保証協会連合会 TEL 03-6823-1203（団信担当直通）

0120-966-023（通話料無料）

日本生命保険相互会社

TEL 0120-563-928（法人サービスセンター）

# 信用保証料率表(平成29年4月1日現在)

区分	制度名	カテゴリー (財務諸表がない場合は⑤を適用)	①										割引	
			法人 CRD評点	0~20	21~30	31~36	37~45	46~55	56~60	61~66	67~72	73~100	有担保 (*1)	会計処理(*2)
			個人 CRD評点	0~32	33~42	43~51	52~63	64~74	75~76	77~83	84~94	95~100	基本要領 (6月30日迄)	会計参与
協会制度	一般保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	△0.1%	
	商手割引保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	△0.1%	
	提携保証	責任共有保証料率	—	—	—	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	△0.1%	
	追認保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	△0.1%	
	商業手形等割引根保証	責任共有保証料率 (特殊保証)	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%	△0.1%	△0.1%	
	当座貸越(貸付専用型)根保証		1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%	△0.1%	△0.1%	
	事業者カードローン根保証		1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%	△0.1%	△0.1%	
	カードSmile	責任共有保証料率 (特殊保証)	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%	△0.1%	△0.1%	
	長期経営資金(やくしん)保証		1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	△0.1%	
	環境経営支援(エコ・サポート)保証		1.60%	1.45%	1.25%	1.10%	0.90%	0.70%	0.55%	0.35%	0.15%	△0.1%	△0.1%	
	セーフティネット保証1~6号	信用保証料率	—	—	—	—	0.90%	—	—	—	—	—	—	
	セーフティネット保証7、8号	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.80%	—	—	—	—	—	—	
	全国小口保証	信用保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	△0.1%	—	
	セーフティネット保証	信用保証料率	—	—	—	—	0.90%	—	—	—	—	—	—	
	環境経営支援(エコ・サポート)保証	信用保証料率	1.85%	1.65%	1.45%	1.25%	0.99%	0.75%	0.55%	0.35%	0.15%	△0.1%	—	
	B C P 推進(B C P アシスト)保証	責任共有保証料率	1.70%	1.55%	1.35%	1.15%	0.95%	0.80%	0.60%	0.40%	0.25%	△0.1%	△0.1%	
	求債権消滅保証	信用保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	△0.1%	—	
	予約保証	責任共有保証料率	—	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	△0.1%	△0.1%	
	経営力強化保証 (全国小口)	信用保証料率	—	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	△0.1%	—	
	財務諸表がない場合	責任共有保証料率	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%	△0.1%	△0.1%	
	経営力強化保証 (全国小口)	信用保証料率	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	0.50%	△0.1%	—	
	財務諸表がない場合	信用保証料率	—	—	—	—	1.35%	—	—	—	—	—	—	
	経営者保証ガイドライン対応保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	△0.1%	
	プロパー協調融資保証(アナストライン)(法人)	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%	△0.1%	
	(アシストライン)(個人)	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.25%	1.05%	—	—	—	—	—	—	
	青色申告特別控除の適用を受けていない場合等		1.90%	1.75%	1.55%	1.25%	1.15%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%	—	
	条件変更改善型借換保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	△0.1%	
	小規模特別保証	責任共有保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%	△0.1%	
	大口無担保保証(ロングラン)	責任共有保証料率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%	△0.1%	△0.1%	
	特別小口保証	信用保証料率	—	—	—	—	0.95%	—	—	—	—	—	—	
	NPO法人の場合	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.80%	—	—	—	—	—	—	
	公害防止保証(公害防止保険)	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.10%	—	—	—	—	△0.1%	—	
	(無担保保険)	責任共有保証料率	1.82%	1.65%	1.48%	1.31%	1.10%	0.88%	0.71%	0.54%	0.37%	△0.1%	△0.1%	
	エネルギー対策保証(エネルギー対策保険)	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.11%	—	—	—	—	△0.1%	—	
	(無担保保険)	責任共有保証料率	1.84%	1.67%	1.50%	1.33%	1.11%	0.90%	0.73%	0.56%	0.39%	△0.1%	△0.1%	
	海外投資関係保証(海外投資関係保険)	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.11%	—	—	—	—	△0.1%	—	
	(無担保保険)	責任共有保証料率	1.84%	1.67%	1.50%	1.33%	1.11%	0.90%	0.73%	0.56%	0.39%	△0.1%	△0.1%	
	新事業開拓保証(新事業開拓保険)	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.11%	—	—	—	—	△0.1%	—	
	(無担保保険)	責任共有保証料率	1.84%	1.67%	1.50%	1.33%	1.11%	0.90%	0.73%	0.56%	0.39%	△0.1%	△0.1%	
	流動資産担保融資保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.68%	—	—	—	—	—	—	
	特定社債保証	責任共有保証料率	1.76%	1.60%	1.44%	1.28%	1.08%	0.88%	0.72%	0.56%	0.40%	△0.1%	—	
	事業再生保証	信用保証料率	—	—	—	—	2.20%	—	—	—	—	—	—	
	一括支払契約保証	責任共有保証料率	1.54%	1.40%	1.26%	1.12%	0.95%	0.77%	0.63%	0.49%	0.35%	△0.1%	—	
	経営安定関連保証(セーフティネット保証)1~6号	信用保証料率	—	—	—	—	0.90%	—	—	—	—	—	—	
	経営安定関連保証(セーフティネット保証)7、8号	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.80%	—	—	—	—	—	—	
	災害関係保証	信用保証料率	—	—	—	—	0.70%	—	—	—	—	—	—	
労働力確保関連保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.82%	—	—	—	—	—	—		
中小小売商業関連保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.15%	—	—	—	—	△0.1%	—		
商店街整備等支援関連保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
伝統的工芸品支援関連保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.15%	—	—	—	—	△0.1%	—		
地域伝統芸能等関連保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
流通業務総合効率化関連保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.82%	—	—	—	—	—	—		
小規模事業者支援関連保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.15%	—	—	—	—	△0.1%	—		
中心市街地商業等活性化関連保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.68%	—	—	—	—	—	—		
中心市街地商業等活性化支援関連保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
創業等関連保証	信用保証料率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
創業関連保証		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
支援創業関連保証		—	—	—	—	—	1.00%	—	—	—	—	—		
再挑戦支援保証		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
再挑戦消滅保証		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
特定新技術事業活動関連保証		責任共有保証料率	—	—	—	—	1.06%	—	—	—	—	△0.1%	—	
7,000万円以下無担保	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.77%	—	—	—	—	—	—		
2,000万円以下無担保無保証人	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.11%	—	—	—	—	—	—		
経営革新関連保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.77%	—	—	—	—	—	—		
新事業開拓保証で無担保5,000万円以下	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.77%	—	—	—	—	—	—		
新事業開拓保証で無担保5,000万円超	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.06%	—	—	—	—	—	—		
新事業開拓保証で有担保	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.06%	—	—	—	—	△0.1%	—		
海外投資関係保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.11%	—	—	—	—	△0.1%	—		
特定研究開発等関連保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.77%	—	—	—	—	—	—		
新事業開拓保証で無担保5,000万円以下	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.77%	—	—	—	—	—	—		
新事業開拓保証で無担保5,000万円超	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.06%	—	—	—	—	—	—		
新事業開拓保証で有担保	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.06%	—	—	—	—	△0.1%	—		
下請振興関連保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.56%	—	—	—	—	—	—		
特定中小企業再生支援関連保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.15%	—	—	—	—	△0.1%	—		
異分野連携新事業分野開拓関連保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.77%	—	—	—	—	—	—		
新事業開拓保証で無担保5,000万円以下	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.77%	—	—	—	—	—	—		
新事業開拓保証で無担保5,000万円超	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.06%	—	—	—	—	—	—		
新事業開拓保証で有担保	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.06%	—	—	—	—	△0.1%	—		
海外投資関係保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.11%	—	—	—	—	△0.1%	—		
流動資産担保融資保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.68%	—	—	—	—	—	—		

区分	制度名	カテゴリー (財務諸表がない場合は⑤を適用)	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨											割引					
			法人 CRD評点	0~20	21~30	31~36	37~45	46~55	56~60	61~66	67~72	73~100	有担保 (*1)	会計処理 (*2)					
			個人 CRD評点	0~32	33~42	43~51	52~63	64~74	75~76	77~83	84~94	95~100		基本要領 (6月30日迄)	会計参与				
協会制度	地域産業集積関連保証	責任共有保証料率														—	—		
	地域産業資源活用事業関連保証	責任共有保証料率														—	—		
	新事業開拓保険で無担保5,000万円以下	責任共有保証料率														△0.1%	—		
		責任共有保証料率														—	—		
	新事業開拓保険で無担保5,000万円超	責任共有保証料率														△0.1%	—		
		責任共有保証料率														—	—		
	新事業開拓保険で有担保	責任共有保証料率														△0.1%	—		
		責任共有保証料率														—	—		
	流動資産担保融資保証	責任共有保証料率														△0.1%	—		
	海外地域産業資源活用事業関連保証(海外投資関係保証)	責任共有保証料率														△0.1%	—		
	特定信用状関連保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%					△0.1%	△0.1%		
	事業再生円滑化関連保証	責任共有保証料率														—	—		
		信用保証料率														—	—		
	(特別小口保証)	責任共有保証料率														—	—		
		責任共有保証料率														—	—		
	農工商等連携事業関連保証	責任共有保証料率														△0.1%	—		
		責任共有保証料率														—	—		
	新事業開拓保険で無担保5,000万円以下	責任共有保証料率														△0.1%	—		
		責任共有保証料率														—	—		
	新事業開拓保険で無担保5,000万円超	責任共有保証料率														△0.1%	—		
		責任共有保証料率														—	—		
	新事業開拓保険で有担保	責任共有保証料率														△0.1%	—		
		責任共有保証料率														—	—		
	海外投資関係保証	責任共有保証料率														△0.1%	—		
	流動資産担保融資保証	責任共有保証料率														—	—		
	農工商等連携支援関連保証	責任共有保証料率														△0.1%	—		
	経営承継関連保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%					△0.1%	△0.1%		
		信用保証料率														—	—		
	(特別小口保証)	責任共有保証料率														△0.1%	△0.1%		
		責任共有保証料率														—	—		
中小企業承継事業再生関連保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%					△0.1%	△0.1%			
(特別小口保証)	責任共有保証料率														—	—			
	責任共有保証料率														—	—			
商店街活性化事業関連保証	責任共有保証料率														—	—			
商店街活性化支援関連保証	責任共有保証料率														△0.1%	—			
東日本大震災復興緊急保証	信用保証料率														—	—			
特定下請連携事業関連保証	責任共有保証料率														—	—			
新事業開拓保険で無担保5,000万円以下	責任共有保証料率														△0.1%	—			
	責任共有保証料率														—	—			
新事業開拓保険で無担保5,000万円超	責任共有保証料率														△0.1%	—			
	責任共有保証料率														—	—			
新事業開拓保険で有担保	責任共有保証料率														△0.1%	—			
	責任共有保証料率														—	—			
事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)	責任共有保証料率														0.70%	—			
(特別小口保証)	責任共有保証料率														—	—			
	責任共有保証料率														—	—			
経営力向上関連保証	責任共有保証料率														0.77%	—			
新事業開拓保険で無担保5,000万円以下	責任共有保証料率														△0.1%	—			
	責任共有保証料率														—	—			
新事業開拓保険で無担保5,000万円超	責任共有保証料率														1.06%	—			
	責任共有保証料率														—	—			
新事業開拓保険で有担保	責任共有保証料率														1.06%	△0.1%			
	責任共有保証料率														—	—			
海外投資関係保証	責任共有保証料率														1.11%	△0.1%			
県市町村制度	経営支援資金保証	一般枠	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%				△0.1%	△0.1%		
		小規模企業者枠	責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%				—	△0.1%		
		小規模企業者つなぎ枠	責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%				—	△0.1%		
	セーフティネット資金保証	新規枠	責任共有保証料率	1.75%	1.60%	1.40%	1.20%	1.00%	0.85%	0.65%	0.45%	0.30%				—	—		
		セーフティネット保証 1~6号	信用保証料率													—	—		
			責任共有保証料率													0.86%	—		
	借換枠 セーフティネット保証 1~6号	信用保証料率													—	—			
		責任共有保証料率													0.86%	—			
	借換枠 セーフティネット保証 7,8号	責任共有保証料率													—	—			
		責任共有保証料率													0.86%	—			
	政策推進資金保証	新事業促進枠	①経営革新 ②経営力向上	責任共有保証料率												0.77%	—		
			新事業開拓保険で無担保5,000万円以下	責任共有保証料率													0.77%	—	
				責任共有保証料率													1.06%	△0.1%	
		③チャレンジ計画 ④多角化	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%				△0.1%	△0.1%		
			責任共有保証料率	1.84%	1.67%	1.50%	1.33%	1.11%	0.90%	0.73%	0.56%	0.39%				△0.1%	△0.1%		
		⑤海外に係る事業	責任共有保証料率													1.11%	△0.1%		
			責任共有保証料率													1.11%	—		
		⑥事業承継	責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%				△0.1%	△0.1%		
			責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%				△0.1%	△0.1%		
	成長産業育成枠	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%				△0.1%	△0.1%			
		責任共有保証料率	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%				△0.1%	△0.1%			
	経営力強化枠	新規・借換	責任共有保証料率												1.00%	—			
		借換	信用保証料率	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.70%	0.50%	0.50%				△0.1%	—		
	再生支援枠	責任共有保証料率	1.82%	1.67%	1.47%	1.27%	1.07%	0.92%	0.72%	0.52%	0.37%				△0.02%	△0.1%			
		責任共有保証料率	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%				△0.1%	△0.1%			
	省エネ・再生可能エネルギー枠	蓄電池、自家発電設備	責任共有保証料率	1.82%	1.67%	1.47%	1.27%	1.07%	0.92%	0.72%	0.52%	0.37%				△0.02%	△0.1%		
		CO2排出量削減	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%				△0.1%	△0.1%		
	空き家・空き店舗再生枠	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%				△0.1%	△0.1%			
	短期事業資金保証	通常枠	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%				△0.1%	△0.1%		
		手形・電子記録債権割引枠	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%				△0.1%	△0.1%		
開業資金保証	創業枠(創業等関連保証)(創業関連保証)	信用保証料率													1.00%	—			
		責任共有保証料率	1.82%	1.67%	1.47%	1.27%	1.07%	0.92%	0.72%	0.52%	0.37%				△0.02%	△0.1%			
	創業サポート枠(創業等関連保証)(創業関連保証)	信用保証料率													0.50%	—			
		責任共有保証料率	1.32%	1.17%	0.97%	0.77%	0.57%	0.42%	0.25%	0.02%	0.00%				△0.02%	△0.1%			
女性創業枠(創業関連保証)	信用保証料率													0.70%	—				
緊急経済対策資金保証	新規枠	責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%				△0.1%	△0.1%			
	借換枠	責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%				△0.1%	△0.1%			
滋賀県産業立地促進資金保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%				△0.1%	△0.1%				
全国小口市町小規模事業者小口簡易資金保証	信用保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.70%	0.50%				—	—				
長浜市創業支援資金保証	セーフティネット1~8号	信用保証料率												0.80%	—				
	信用保証料率													0.50%	—				
その他	中堅企業	信用保証料率												0.75%	—				
	特別保証(利用残高1億円超)	信用保証料率												0.65%	—				

(\*1)割引(有担保) ……有担保(不動産等)の場合、0.1%の割引を行います。(ただし、一部の県制度については、0.02%の割引)なお、割引の適用をしない制度があります。  
(\*2)割引(会計処理) ……次の①または②に該当した場合は、0.1%の割引を行います。  
①「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく割引。責任共有制度対象かつ利率強化された保証(特定社債保険に係る保証、一括支払契約保証を除く)が対象となります。  
②会計参与設置会社に対する割引。一括支払契約保証を除く保証が対象となります。  
なお、①については、平成29年6月30日の保証申込受付分をもって取扱を終了します。

## プロパー協調融資保証制度

# アシストライオン

中小企業の皆さまの事業の安定と発展をバックアップするため、  
金融機関と滋賀県信用保証協会との連携・協調により、  
より一層の支援を拡げます。

### ●対象者

当協会の保証対象要件に該当する中小企業者で、  
2期以上の決算を実施している法人および個人。

### ●保証限度額

2億8,000万円以内(申込額は10万円単位)

### ●保証期間

15年以内(据置6か月以内)

※プロパー融資期間は、協会付融資期間の原則1/2以上とします。  
ただし、一括返済の場合は同期間とします。

### ●貸付形式

証書貸付または手形貸付

### ●融資利率

金融機関所定

### ●返済方法

分割返済または一括返済

### ●担保・保証人

(担保)必要に応じて  
(保証人)原則、法人代表者  
以外は不要

### ●保証料率

法人はカテゴリ5以上の方、個人はカテゴリ4以上の方について  
基準料率より0.1%引き下げます。

カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
法人	1.90	1.75	1.55	1.35	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	
個人	1.90	1.75	1.55	1.25	1.15 <sup>(注1)</sup>	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

\*有担保割引0.1%、会計処理に関する割引0.1%は利用可能です。

会計処理に関する割引制度は、①「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく割引及び②「会計  
参与設置会社」に対する割引があり、①については、平成29年6月30日の保証申込受付分を  
もって取扱を終了します。

\*個人の保証料割引は、最高65万円の青色申告特別控除の適用を受けている事業者に限ります。

注1)カテゴリ5の内、次の場合は1.15%となります。

・個人で最高65万円の青色申告特別控除の適用を受けていない方、同一の事業を営む複数の方  
方であって金融機関からの借入に係る連帯債務を負担する方

### ●実施期間

平成29年4月3日～平成30年3月30日(保証申込受付分)

### ●保証条件等

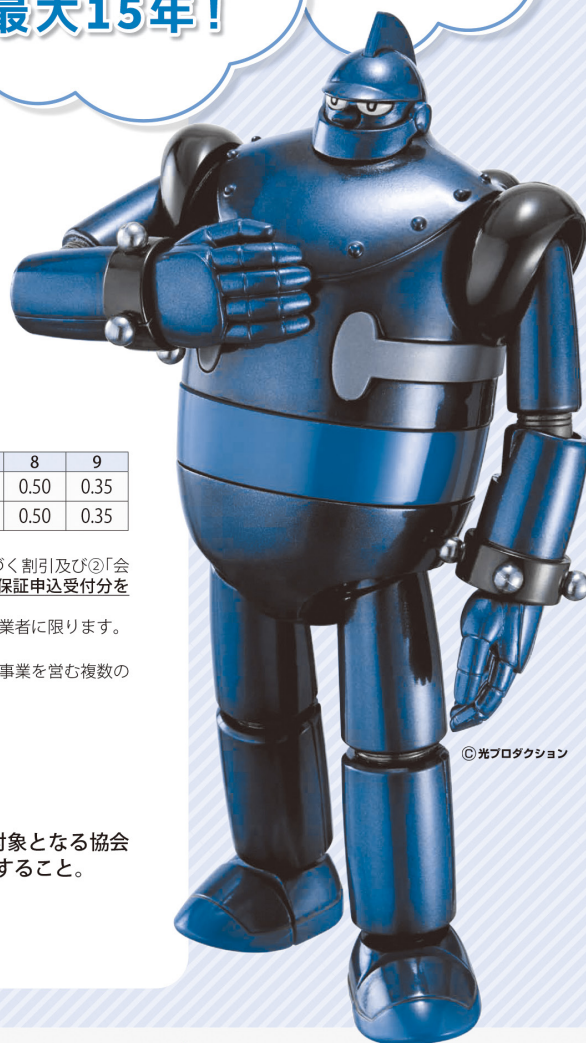
当協会付融資(既存の協会付融資の借換えを伴う場合は、借換対象となる協会  
付融資残高を控除した額)の5割以上の金額をプロパー融資実行すること。

### ●備考

責任共有制度対象

保証期間は  
最大15年!

法人・個人  
事業者が  
対象!



©光プロダクション



支える味方、保証の力

滋賀県信用保証協会

〒520-0806 大津市打出浜2-1「コラボしが21」7・8階



### ●お問い合わせ

保証部保証第1課・第2課

TEL (077) 511-1321 / 1322

FAX (077) 524-7030 <http://www.cgc-shiga.or.jp>

# 小規模特別保証制度

県内小規模事業者の経営に必要な資金を円滑に供給し、小規模事業者の経営の安定と健全な発展に資することを目的に創設し、取扱期間を平成30年3月30日（保証申込受付分）まで延長しました。

対 象 者	<p>次のすべての要件を満たす小規模事業者である個人及び法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●申込時点において滋賀県信用保証協会の保証利用があること。 もしくは、申込金融機関で融資取引があること。</li> <li>●常時使用する従業員が20名以下であること。</li> <li>●同一事業の経歴が1年以上で、1期以上の決算を行っていること。</li> <li>●最近2年間のいずれかの決算で利益を計上しているか、あるいは直近の決算で債務超過でないこと。</li> <li>●申込金融機関が償還能力ありと認める先。</li> <li>●申込金融機関が支援方針である先。</li> </ul>																				
保 証 金 額	<p>1,000万円以内(白色申告の個人事業者は500万円以内) ただし、次の要件にすべて該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平均月商(直近決算)の3カ月以内。</li> <li>●本件を含めて保証債務残高が3,000万円以内。</li> </ul>																				
保 証 期 間	<p>手形貸付 1年以内 証書貸付 10年以内(据置6カ月以内)</p>																				
貸 付 形 式	手形貸付または証書貸付																				
返 済 方 法	<p>手形貸付 一括もしくは分割返済 証書貸付 均等分割返済</p>																				
担 保・保 証 人	<p>(担 保)原則、不要 (保証人)原則、法人代表者以外不要</p>																				
信用保証料率	<p>年0.35%～1.80% (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.80</td> <td>1.65</td> <td>1.45</td> <td>1.25</td> <td>1.05</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.50</td> <td>0.35</td> </tr> </tbody> </table> <p>※有担保割引0.1%、会計処理に関する割引0.1%は利用可能です。 会計処理に関する割引制度は、①「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく割引及び②「会計参与設置会社」に対する割引があり、①については、平成29年6月30日の保証申込受付分をもって取扱を終了します。</p>	カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9												
保証料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35												
貸 付 利 率	金融機関所定																				
必 要 書 類	要件確認票兼依頼書(所定様式)																				
取 扱 期 間	平成29年4月3日(月)から平成30年3月30日(金)(保証申込受付分)																				
備 考	責任共有制度対象																				



お問い合わせ先  
滋賀県信用保証協会 保証部 保証第1課・保証第2課  
TEL 077-511-1321 / 1322



〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7階・8階

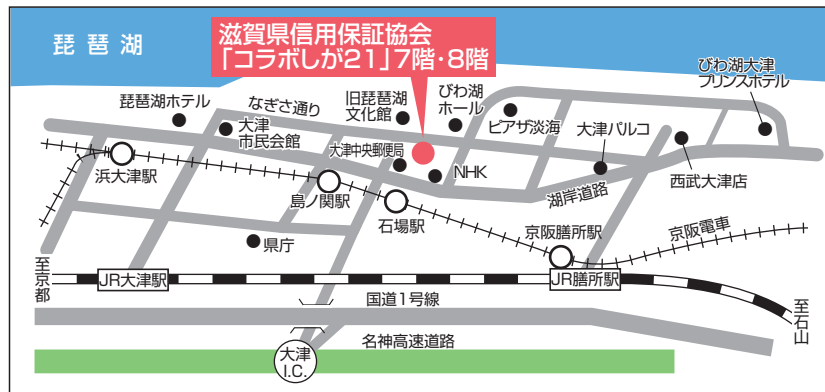
TEL.077-511-1300(代表)

<http://www.cgc-shiga.or.jp>



滋賀県信用保証協会

検索



部署名		直通電話番号	FAX	業務担当区分	
7階	保証部	保証第1課	077-511-1321	保証申込受付・ 保証審査調査・金融相談	
		保証第2課	077-511-1322		
		事務統括課	077-511-1325		
	経営支援部	077-511-1323	077-524-7030	保証・契約・担保等事務管理	
	管理部	管理課		077-511-1330	経営改善支援・再生支援
	調整課	077-511-1340		求償債権管理・回収	
8階	総務企画部	総務課	077-511-1300	077-521-2189	人事・庶務・経理
		企画課	077-511-1310		保証業務企画・推進・広報
		電算課	077-511-1315		電算システム企画・運用・管理